

# 【人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金助成））】

支給申請 提出書類一覧表

中小建設事業主用

## 【提出期限】

認定訓練を修了した日の翌日から起算して**2ヶ月以内**

## 【提出先】

千葉労働局職業対策課分室 〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5F TEL043-441-5678

又は管轄のハローワーク

【注意】本コースについては、人材開発支援助成金「人材育成支援コース」（認定訓練を行う施設に建設労働者を派遣する場合に限る）の支給決定を受けた場合のみが対象になります。

## 事業所名

No.	確認事項	提出枚数(部数)			
		事業主	HW	労働局	
a	・雇用保険料率が18.5/1000(建設の事業)の事業主、又は建設の事業以外で建設業の許可を受けている事業主である				
b	・支給対象者が雇用保険被保険者である				
c	・雇用管理責任者を選任している				
d	・人材開発支援助成金(人材育成支援コース)の支給申請をしている				
e	・1事業所に対する1の年度(支給申請年月日を基準とし、同年度4月1日から翌年3月31日まで)の建設労働者認定訓練コース(賃金助成・賃金向上助成・資格等手当助成)に係る支給額の合計が1,000万円以下である。				
No.	必要提出書類	留意事項	提出枚数(部数)		
			事業主	HW	労働局
1	・人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース(賃金助成)支給申請書(建認様式第4号)				
2	・人材開発支援助成金(人材育成支援コース)の支給申請書の写し				
3	・支給要件確認申立書(共通要領 様式第1号)				
4	・支払方法・受取人住所届(帳票種別 32850)				
5	【AまたはBを提出】 A 労働保険料 概算・増加概算・確定保険料申告書(写) B 労働保険料等納入通知書(写)(労働保険事務組合に委託している場合)	・事業主として申告しているすべての労働保険番号の申告書の写しが必要です。			
6	・建設業許可番号が確認できる書類(写)	・雇用保険料率が18.5/1000(建設の事業)でない場合			
7	・出席状況表(写)または訓練実績表(写)				
8	・その他、管轄労働局長が必要と認める書類	・審査のために、必要に応じて求めることがあります。			
<p>受付年月日                      年                      月                      日                      書類確認者    HW                      局</p>					